

2021年1月8日

東京短期大学 在学生の皆さんへ

2回目の“緊急事態宣言”発令を受けた今後の対応について

日本歯科大学 東京短期大学
学 長 奈 良 陽一郎
歯科技工学科長 大 島 克 郎
歯科衛生学科長 合 場 千佳子

周知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、本日1月8日から2月7日までの1か月間にわたり、まずは首都圏の1都3県を対象として、2回目の“緊急事態宣言”下における対応が求められることとなります。この状況に、さぞや皆さんも不安を感じていることでしょう。

つきましては、現段階における、東京短期大学による今後の対応について伝えます。

今回の緊急事態宣言は、飲食店を対象とした午後8時までの営業時間短縮の要請、午後8時以降の不要不急の外出自粛、出勤者数の7割削減などが主な内容であり、昨春のような小中高等学校などの教育機関、大学などの教育研究機関に対する一斉休校の要請はなされていません。特に、時短要請の対象が飲食店などの業種に限定された理由は、感染症対策が十分に行えないためです。

また、本学における定期試験、卒業試験および入学試験はもちろんのこと、2月28日の歯科技工士国家試験、3月7日の歯科衛生士国家試験も、予定どおり実施されます。

これらの対応は、これまでの実態や経験を踏まえ、感染症対策がしっかりなされている教育現場などの環境下では、“感染拡大の危険がきわめて少ない”との判断に基づいています。実際に、皆さんと短大教職員は、新型コロナウイルス感染症から守るため、多くの術を学び、対策を図ってきました。

したがって、東京短期大学では、今後、感染状況が増悪し、政府の対応方針に変更がない限り、現行どおりの学務予定・カリキュラムによって、後学期学習を進めることとします。

ただし、患者さんが関わる附属病院における臨床実習については、附属病院の方針・措置に基づく対応が求められますので、通知の都度、伝達します。

私たち教職員は、常に皆さんに寄り添い、見守るとともに、皆さんからの情報発信にも気を配っていますので、ご安心ください。

申し合せに則り、もしも、体調に異常がある場合には、健康調査票に記入するとともに、学年主任・副主任へ速やかに報告してください。

歯科技工士・歯科衛生士は、医学の一領域である“口腔の健康”を担うプロフェッショナルです。この専門職を志す皆さんは、すでに医療人に求められる多くの「取り組み」「技能」「知識」を身につけてきています。現に、東京短期大学では、まだ新型コロナウイルスの感染者は出ておらず、学内における感染も認められません。

どうか、本学が定めた『新型コロナウイルス感染予防指針 - 感染させない・感染しないために - 』を遵守するとともに、『新しい生活様式』を実践し、引き続き研鑽を重ねてゆくよう期待しています。

なお、今後、授業や試験の運用に変更がある場合は、学年主任・副主任を通じて、暫時お知らせすることを申し添えます。